

沖縄県障害福祉計画

第5期

沖縄県障害児福祉計画

第1期

【平成30年4月～平成33年3月】



沖縄県

◎ 表紙

平成 29 年度障害者週間のポスター原画
沖縄県知事賞

うるま市立兼原小学校 2 年生

わうけ きょうか
和宇慶 妃華さんの作品

(作者からのコメント)

あやはしまラソンを走っている車いすの人が
とても楽しそうで、一緒に走りたくなりました。

はじめに

沖縄県では、平成 19 年 3 月に沖縄県障害福祉計画（第 1 期）を策定して以来、4 期 12 年にわたって、障害者及び障害児が必要とする障害福祉サービス等を身近な地域で提供する体制の整備に取り組んでまいりました。

その間、障害福祉サービス事業所の指定及び専門的・広域的な相談支援体制の整備等により、地域における障害福祉サービスの提供体制が整備されるとともに、福祉施設に入所している障害者の地域生活への移行や一般就労への移行については、着実に進展が図られてきました。

一方で、地域生活への移行の一層の促進に向けた相談支援体制の充実・強化、グループホームや民間賃貸住宅の活用による地域の住まいの場の確保、障害福祉サービスに従事する人材の養成及び確保などについて、引き続き取り組む必要があります。

第 5 期計画におきましては、これまでの取組に加え、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築など新たな成果目標を設定したほか、第 1 期障害児福祉計画と一体のものとして、障害児支援に関する項目を追加したところであります。今後とも障害者及び障害児の皆様が、身近な地域で安心して生活できるよう支援の充実を図るとともに、障害福祉サービス等の提供体制の確保に努めてまいります。

また、2020 年東京パラリンピックに向け、障害者スポーツを通じた障害者理解促進等の取組について推進してまいります。

本計画の推進に当たりましては、沖縄 21 世紀ビジョンで示した将来像の一つである「心豊かで、安全・安心に暮らせる島」を実現するため、本県の障害者施策の総合的な計画である第 4 次沖縄県障害者基本計画を踏まえ、障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指して、市町村をはじめ関係機関や団体等と連携し、取り組んでまいりたいと考えておりますので、県民の皆様により一層の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、この計画の策定に当たり、貴重なご意見をいただきました沖縄県障害者施策推進協議会委員及び沖縄県自立支援協議会委員の皆様並びに関係機関や団体及び県民の皆様にご心からお礼を申し上げます。

平成 30 年 3 月

子ども生活福祉部長 金城 弘昌

目次

I ー障害福祉計画（第5期）及び障害児福祉計画（第1期）の策定に当たって	
1. 趣旨及び基本理念	1
2. 性格と位置づけ	1
3. 基本的な考え方	2
4. 策定体制、計画期間及び進捗管理	3
5. 圏域の設定	3
II ー障害者等の現状	
1. 人口	5
2. 障害者等の状況	6
III ー障害者等を取り巻く課題への取組	
1. 障害者等の生活を地域全体で支える体制の構築	13
(1) 現状及び課題	13
①長期入院精神障害者の状況	13
②福祉施設の入所者の地域生活への移行状況	15
③その他地域生活の支援体制に関する状況	16
(2) 県の取組	17
①長期入院精神障害者の地域移行に関する取組	17
②福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する取組	18
③その他地域生活の支援体制整備に関する取組	18
(3) 成果目標	23
①保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	23
②精神病床における一年以上長期入院患者数の減少	25
③入院3か月時点、6か月時点、1年時点の退院率の上昇	26
④地域生活移行者の増加	28
⑤施設入所者の削減	28
【参考・市町村の成果目標】	
①地域生活支援拠点等の整備	29
(4) サービスの提供体制の確保	31
①訪問系サービス	31
②日中活動系サービス（就労系を除く）	32

③	居住支援・施設系サービス	34
④	相談支援	36
(5)	地域生活支援事業の実施	38
①	市町村事業	38
②	県事業	40
2.	障害者が働き続けることができる環境の整備	43
(1)	現状及び課題	43
(2)	県の取組	52
(3)	成果目標	56
①	一般就労移行者数の増加	56
②	就労移行支援事業所の利用者の増加	57
③	就労移行支援事業所の就労移行率の向上	58
④	一般就労移行者の職場定着率の向上	58
(4)	サービスの提供体制の確保	59
①	日中活動系サービス（就労系）	59
②	相談支援【再掲】	61
(5)	地域生活支援事業の実施	62
①	市町村事業	62
②	県事業	62
3.	地域における障害児への切れ目のない、きめ細かな支援体制の構築	63
(1)	現状及び課題	63
(2)	県の取組	64
(3)	成果目標	68
①	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	68
	【参考・市町村の成果目標】	
①	重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置	71
②	保育所等訪問支援の充実	71
③	主に重症心身障害児を試演する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	73
	【障害児福祉計画に係る障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを踏まえた提供体制の整備】	74
(4)	サービスの提供体制の確保	76
①	障害児通所支援	76

②障害児入所支援	77
③障害児相談支援	78
④日中活動系サービス（短期入所）【再掲】	79
(5) 地域生活支援事業の実施	80
①市町村事業	80
②県事業	80

IV－共生社会の構築等その他必要な事項

1. 障害を理由とする差別の解消の推進	83
2. 障害者等に対する虐待の防止	83
3. 意思決定支援の促進	84
4. 障害者等のスポーツやレクリエーション及び文化芸術活動等の 支援による社会参加等の促進	84
5. 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所等に おける利用者の安全確保に向けた取組や事業所における 研修等の充実	84
6. その他必要な見込み量の確保のための方策	84

V－圏域ごとのサービス基盤整備計画について

沖縄県全体	87
(1) 北部圏域	89
(2) 中部圏域	91
(3) 南部圏域	93
(4) 宮古圏域	95
(5) 八重山圏域	97

参考資料

1. 計画策定の経過等	99
2. 国の基本指針の概要	101

I

障害福祉計画（第5期）及び
障害児福祉計画（第1期）の
策定に当たって

I 障害福祉計画（第5期）及び

障害児福祉計画（第1期）の策定に当たって

1 趣旨及び基本理念

平成18年4月に施行された障害者自立支援法（平成25年4月から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に改正）の施行により、それまで身体・知的・精神障害といった障害区分ごとにそれぞれ異なる法律に基づいて提供されていた障害福祉サービスは、障害の有無にかかわらず安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指し、障害区分を越えて市町村により一元的に提供される体制となりました。

本県では、これまでに第1期から第4期の障害福祉計画（平成18年度から平成29年度：各期3年間）を策定し、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付や地域生活支援事業の円滑な実施を確保することを目的として、取り組んできました。

その間、本県では、沖縄21世紀ビジョン（平成22年策定）で示した将来像の一つである「心豊かで、安全・安心に暮らせる島」を実現するため、障害者等の意見の尊重と障害者の意思決定の支援、アクセシビリティの向上及び障害を理由とする差別の解消などの視点に立って、「第4次沖縄県障害者基本計画」（計画期間：平成26年4月～平成34年3月）を平成26年3月に策定しました。

当該基本計画において、沖縄県障害福祉計画（第5期）・沖縄県障害児福祉計画（第1期）（以下、「本計画」という。）は、同基本計画の障害福祉サービス等に係る項目について、より具体的内容や成果目標等を設定し、障害福祉サービス等の提供体制を確保するための実施計画として位置付けています。

今回、障害者総合支援法第89条第1項及び児童福祉法第33条の22の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基本的な指針（以下「国の基本指針」^[*]という。）を踏まえつつ、沖縄21世紀ビジョンで示した将来像の実現を基本理念として掲げ、本計画を策定します。

[*] 国の基本指針

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号）〔最終改正 平成29年3月31日〕

2 性格と位置づけ

（1）本計画は、障害者総合支援法第89条及び児童福祉法第33条の22に基づき、市町村の障害福祉計画及び障害児福祉計画の達成に資するため、障害福祉

サービス、障害児通所支援等及び地域生活支援事業の提供体制の確保等に関して広域的な見地から策定しています。

- (2) 本計画は、第4次沖縄県障害者基本計画の障害福祉サービス等の提供体制の確保等に関連する部分と整合をとるものです。そのため、同基本計画の基本的な考え方や施策の方向性を踏まえつつ本計画を策定しています。
- (3) また、本計画は、本県の総合的な基本計画である「沖縄21世紀ビジョン基本計画（平成24年5月）」や障害福祉に関係する他の県計画と整合を図りつつ、策定しています。

3 基本的な考え方

第4次沖縄県障害者基本計画の実現を目指し、国の基本指針を踏まえながら、次のことを基本的な考え方とし、障害福祉サービス等の提供体制整備を計画的に推進します。

(1) 障害者等の生活を地域全体で支える体制の構築

障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の入所施設や病院からの地域移行を進めるとともに、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者等の生活を地域全体で支える体制の構築が必要です。

地域における障害者等を支える様々な資源を確保するとともに、これらの資源を効率的・効果的に活かす地域生活支援体制の構築を推進します。

(2) 障害者が働き続けることができる環境の整備

沖縄県における障害者雇用については、民間企業の実雇用率が6年連続で過去最高を更新するなど着実に進展している状況がある一方、職場への定着という課題が指摘されています。

また、一部の就労系福祉サービスの中には、正当な理由なく利用者の意に反し労働時間を短く抑える等不適切な運営が課題となっています。

障害者が、その能力を最大限に発揮して働くことができるよう

- ・ 障害者がその特性に応じてそれぞれに最も適した「働く場」に円滑に移行できるようにするための支援
- ・ 障害者がそれぞれの「働く場」で安定して働き続けることができ、働く力を伸ばしていけるようにするための支援

について取り組みます。

(3) 地域における障害児への切れ目のない、きめ細かな支援体制の構築

障害児の成長・自立を促進し、保護者が安心して子育てできる環境をつくるためには、子どものライフステージに対応した切れ目のない、きめ細かな支援を提供することが必要です。そのため、福祉サービスの提供体制の確保のみならず、保健・医療・福祉・教育が密に連携し、できるだけ早期に障害を発見し、適切に対応することに加え、子どもの成長に応じて、療育や教育等に関わる機関が変化する場合においても、関係機関が連携を図り支援を継続していく体制の構築を進めていきます。

4 策定体制、計画期間及び進捗管理

(1) 策定体制

本計画は、障害者基本法に基づき設置されている「沖縄県障害者施策推進協議会」（委員は、障害者や社会福祉関係団体代表、学識経験者等 15 名）及び「沖縄県障害者自立支援協議会」からの意見やパブリックコメント等を踏まえ、沖縄県が庁内関係各課及び関係機関等と連携して作成しました。

(2) 計画期間

本計画の期間は、平成 30 年 4 月から平成 33 年 3 月までの 3 年間とします。

(3) 進捗管理

ア 毎年度、成果目標等に関する実績を把握し、分析・評価をします。

イ 評価の際には、沖縄県障害者施策推進協議会に意見を聴くとともに、その結果を公表します。

5 圏域の設定

県で設定した障害福祉圏域（北部・中部・南部・宮古・八重山の 5 つの圏域）別にサービスの種類ごとの量を見込み、関係者間の連携と総合的な取組によって市町村を補完しつつ、各圏域のサービス提供体制の整備を推進します。

圏域名 (計 11 市 11 町 19 村)	市 町 村 名
北部障害福祉圏域 (1 市 1 町 7 村)	名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、伊江村、伊平屋村、伊是名村
中部障害福祉圏域 (3 市 3 町 5 村)	宜野湾市、沖縄市、うるま市、恩納村、宜野座村、金武町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村

南部障害福祉圏域 (5市5町6村)	那覇市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市、西原町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、久米島町、八重瀬町
宮古障害福祉圏域 (1市1村)	宮古島市、多良間村
八重山障害福祉圏域 (1市2町)	石垣市、竹富町、与那国町

6 その他

本文の記述は、障害種別等の明示がない場合は基本的に全障害が対象です。精神障害者、障害児など対象が限定されるものはその旨を明示しています。



Ⅱ 障害者等の現状

II 障害者等の現状

1 人口

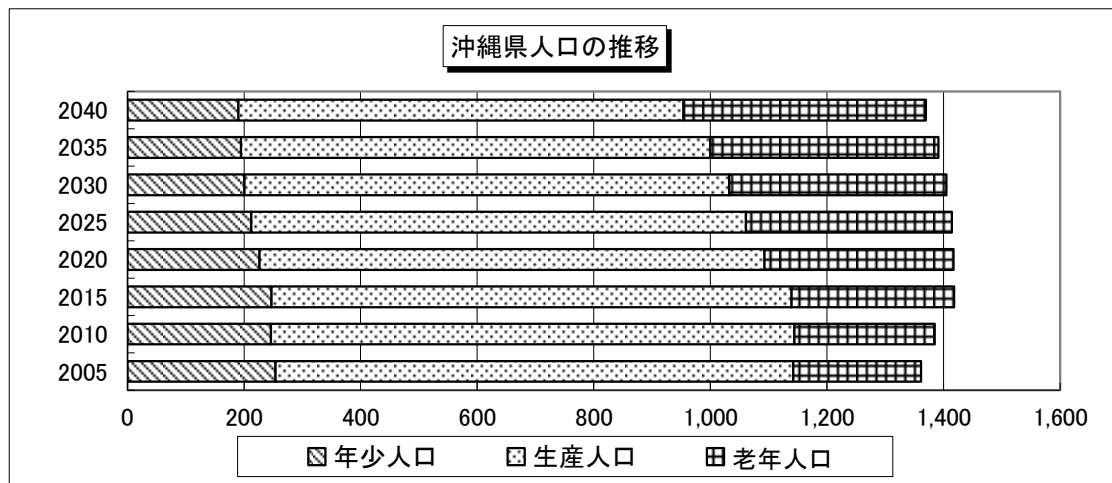
全国的に人口が減少傾向にあるなか、沖縄県の総人口は増加傾向で推移してきていますが、平成24年（2012年）に沖縄21世紀ビジョン基本計画策定に際して行った推計では、2025年前後にピークを迎えた後に減少に転じるものと見込まれており、本県も人口減少社会となることが予測されています。

平成27年時点で、年少人口（15歳未満）はわずかに増加しているものの、生産人口（15歳から64歳）はこれまで増加傾向にあったものが減少に転じ、老年人口（65歳以上）が今後ますます増加していくことが予想されます。

単位：千人

	H17(2005)	H22(2010)	H27(2015)	H32(2020)	H37(2025)	H42(2030)	H47(2035)	H52(2040)
人口	1,362	1,393	1,434	1,417	1,414	1,405	1,391	1,369
年少人口	254	246	247	226	213	201	195	191
生産人口	888	898	892	866	848	831	805	763
老年人口	219	241	278	324	353	373	391	415

（資料）平成17年、22年、27年は国勢調査（総務省）、32年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」



圏域別人口

(単位：人)

	H12(2000)	H17(2005)	H22(2010)	H27(2015)	H28(2016)
沖縄県全体(11市11町19村)	1,318,220	1,361,594	1,392,818	1,433,566	1,443,080
北部障害保健福祉圏域(1市1町7村)	100,132	102,483	101,272	101,444	101,444
中部障害保健福祉圏域(3市3町5村)	446,403	464,371	478,619	499,000	503,312
南部障害保健福祉圏域(5市5町6村)	667,393	688,706	707,219	727,337	732,256
宮古障害保健福祉圏域(1市1村)	55,587	54,863	53,270	52,380	52,314
八重山障害保健福祉圏域(1市2町)	48,705	51,171	52,438	53,405	53,754

（資料）平成27年までは国勢調査（総務省）

平成28年は沖縄県推計人口（沖縄県企画部統計課）の平成29年3月データ

2 障害者等の状況

(1) 身体障害

身体障害者手帳交付者数は、平成28年度末で71,772人となっており、県人口1,443,080人（平成29年3月時点）の5.0%となっています。

障害種別に見ると、肢体不自由障害（42.0%）、内部障害（39.8%）で全体の約8割を占めます。平成25年度からの増加率で見ると、内部障害の伸びが最も大きくなっています。

等級別で見ると、1級・2級の比較的重い障害の割合が全体の49.9%となっています。

身体障害者手帳交付台帳登録数（那覇市含む）の推移（年齢区分別）

（単位：件）

障害種別	年齢区分	平成22年度	平成25年度	平成28年度
視覚障害	18歳未満	66	58	61
	18歳以上	4,440	4,179	4,197
	計	4,506	4,237	4,258
聴覚・平衡機能障害	18歳未満	196	168	165
	18歳以上	7,289	7,144	7,813
	計	7,485	7,312	7,978
音声・言語・そしゃく機能障害	18歳未満	16	16	12
	18歳以上	830	802	844
	合計	846	818	856
肢体不自由障害 （上肢・下肢・体幹・運動機能）	18歳未満	923	900	876
	18歳以上	29,649	28,497	29,271
	計	30,572	29,397	30,147
内部機能障害 （心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう直腸・小腸・免疫・肝機能）	18歳未満	261	273	276
	18歳以上	24,128	25,145	28,257
	計	24,389	25,418	28,533
合計	18歳未満	1,462	1,415	1,390
	18歳以上	66,336	65,767	70,382
	等級等不明	44	23	-
	合計	67,842	67,205	71,772

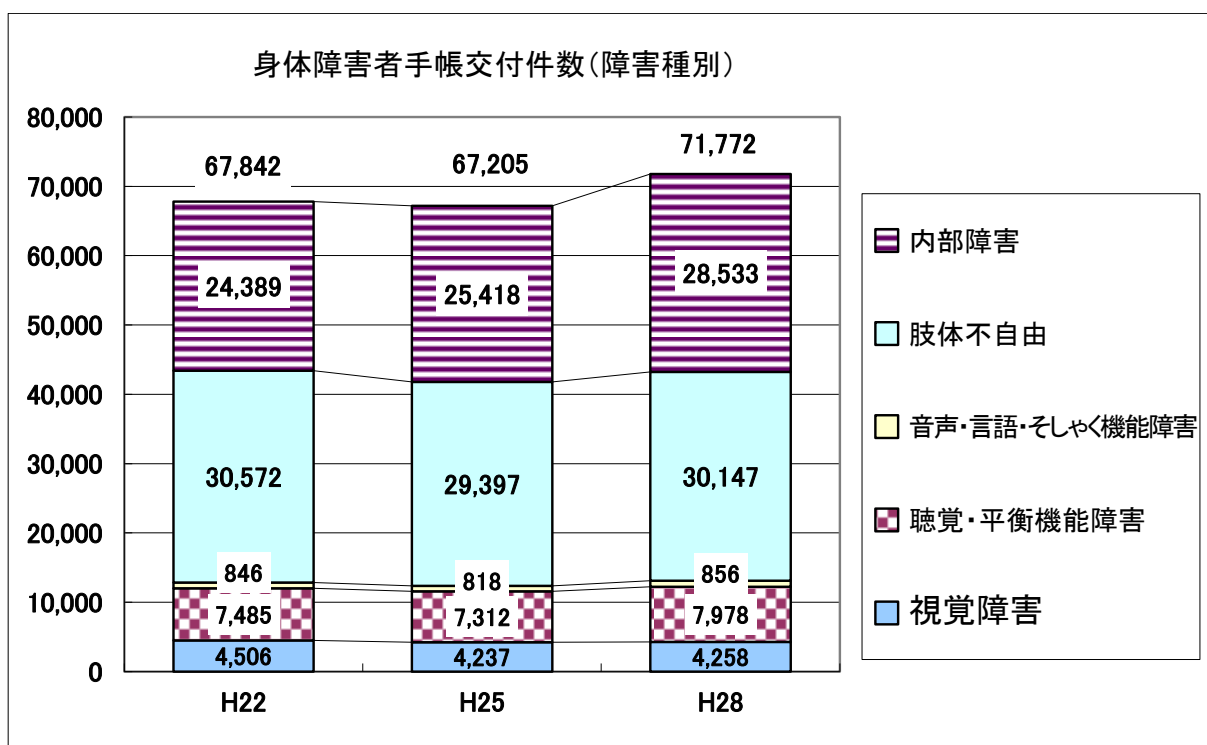
出典：福祉行政報告例

圏域別 身体障害者手帳交付台帳登録数(那覇市含む)(平成28年度)

(単位:件)

障害種別	年齢区分	北部	中部	南部	宮古	八重山	県計
視覚障害	18歳未満	4	22	32	1	2	61
	18歳以上	328	1,221	2,109	315	224	4,197
	計	332	1,243	2,141	316	226	4,258
聴覚・平衡機能障害	18歳未満	10	71	74	8	2	165
	18歳以上	524	2,613	3,620	525	531	7,813
	計	534	2,684	3,694	533	533	7,978
音声・言語・そしゃく機能障害	18歳未満	1	2	8	1	0	12
	18歳以上	75	264	408	43	54	844
	合計	76	266	416	44	54	856
肢体不自由障害 (上肢・下肢・体幹・運動機能)	18歳未満	53	331	438	25	29	876
	18歳以上	2,313	9,416	14,660	1,424	1,457	29,271
	計	2,366	9,747	15,098	1,449	1,486	30,147
内部機能障害 (心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう直腸・小腸・免疫・肝機能)	18歳未満	15	104	144	6	7	276
	18歳以上	1,793	9,702	15,059	816	887	28,257
	計	1,808	9,806	15,203	822	894	28,533
合計	18歳未満	83	530	696	41	40	1,390
	18歳以上	5,033	23,216	35,856	3,123	3,153	70,382
	等級等不明	-	-	-	-	-	-
	合計	5,116	23,746	36,552	3,164	3,193	71,772

出典:H28年 障害福祉課業務資料



身体障害者手帳交付台帳登録数(那覇市含む)の推移(等級別)

(単位:件)

障害種別	等級	平成22年度	平成25年度	平成28年度
視覚障害	1級	2,204	2,010	2,015
	2級	1,113	1,127	1,152
	3級	277	241	232
	4級	262	256	238
	5級	395	386	420
	6級	255	217	201
	計	4,506	4,237	4,258
聴覚・平衡機能障害	1級	332	329	323
	2級	2,003	1,933	1,911
	3級	789	764	810
	4級	1,571	1,496	1,828
	5級	17	18	20
	6級	2,773	2,772	3,086
	計	7,485	7,312	7,978
音声・言語・そしゃく 機能障害	1級	31	39	37
	2級	61	63	62
	3級	511	477	511
	4級	243	239	246
	5級			
	6級			
	計	846	818	856
肢体不自由障害 (上肢・下肢・体幹・ 運動機能障害)	1級	8,528	7,976	8,342
	2級	8,803	8,422	8,402
	3級	4,997	4,749	4,758
	4級	4,607	4,603	4,734
	5級	2,466	2,421	2,489
	6級	1,171	1,250	1,422
	計	30,572	29,421	30,147
内部機能障害 (心臓・腎臓・呼吸器・ ぼうこう直腸・小腸・ 免疫・肝機能)	1級	11,650	11,869	13,033
	2級	389	429	519
	3級	7,208	7,145	7,628
	4級	5,142	5,974	7,353
	5級			
	6級			
	計	24,389	25,417	28,533
合計	1級	22,745	22,223	23,750
	2級	12,369	11,974	12,046
	3級	13,782	13,376	13,939
	4級	11,825	12,568	14,399
	5級	2,878	2,825	2,929
	6級	4,199	4,239	4,709
	等級等不明	44	-	-
	合計	67,842	67,205	71,772

出典:福祉行政報告例

(2) 知的障害

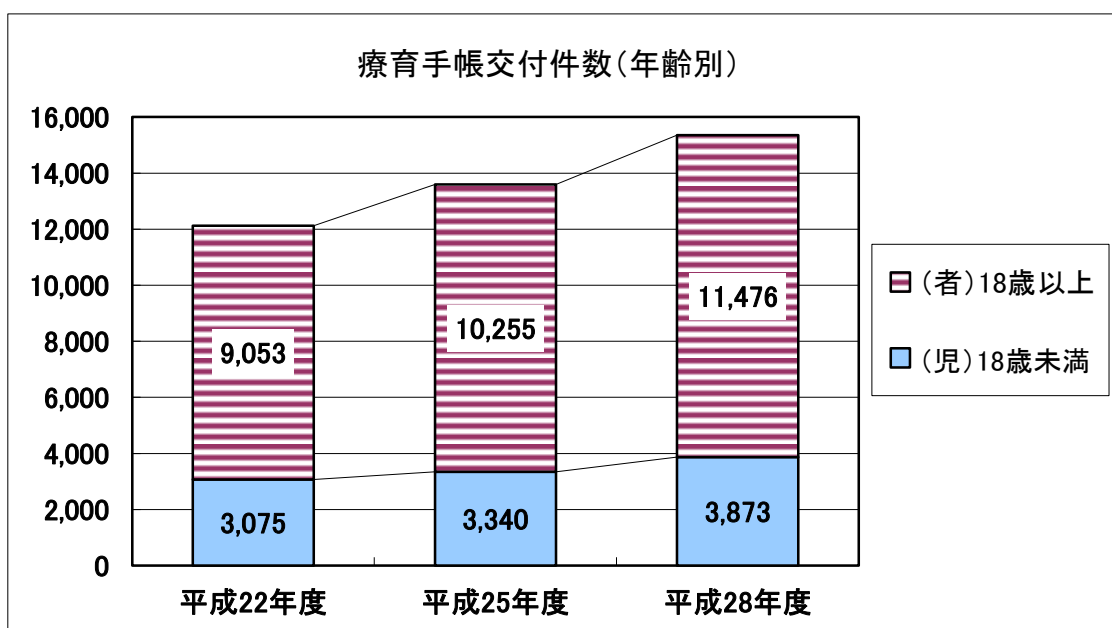
療育手帳交付者数は、平成28年度末で15,349人となっており、県人口1,443,080人（平成29年3月時点）の1.1%となっています。平成25年度末と比較すると1,754人、率にして12.9%増加しています。

程度別で見ると、最重度・重度（A1・A2）の判定を受けている者は、4,824人で全体の31.4%となっています。

療育手帳交付台帳登録数の推移 (単位:件)

程度	年齢区分	平成22年度	平成25年度	平成28年度
最重度・重度 (A1・A2)	(児)18歳未満	810	825	763
	(者)18歳以上	3,153	3,584	4,061
	計	3,963	4,409	4,824
中軽度 (B1・B2)	(児)18歳未満	2,265	2,515	3,110
	(者)18歳以上	5,900	6,671	7,415
	計	8,165	9,186	10,525
合計	(児)18歳未満	3,075	3,340	3,873
	(者)18歳以上	9,053	10,255	11,476
	計	12,128	13,595	15,349

出典:平成28年度 福祉行政報告例



圏域別 療育手帳交付台帳登録数(平成28年度)

(単位:件)

程度	年齢区分	北部	中部	南部	宮古	八重山	県計
最重度 ・重度 (A1・A2)	(児)18歳未満	30	244	460	17	12	763
	(者)18歳以上	357	1,365	2,045	151	143	4,061
	計	387	1,609	2,505	168	155	4,824
中軽度 (B1・B2)	(児)18歳未満	178	1,109	1,649	63	111	3,110
	(者)18歳以上	685	2,396	3,718	281	335	7,415
	計	863	3,505	5,367	344	446	10,525
合計	(児)18歳未満	208	1,353	2,109	80	123	3,873
	(者)18歳以上	1,042	3,761	5,763	432	478	11,476
	計	1,250	5,114	7,872	512	601	15,349

出典:H28年 障害福祉課業務資料

(3) 精神障害

精神障害者保健福祉手帳の交付者数は増加傾向にあり、平成28年度時点における交付数は26,838人となっており、県人口1,443,080人(平成29年3月時点)の1.9%を占めています。

等級別で見ると、1級(重度)の精神障害者は全体の28.4%となっています。

なお、交付者数は、当該年度における新規交付数及び更新交付数の合計です。また、精神障害者保健福祉手帳の有効期間は2年間となっています。

精神障害者保健福祉手帳交付状況

(単位:件)

	1級	2級	3級	計
H24	1,343	3,873	699	5,915
H25	2,279	3,864	1,271	7,414
H26	2,220	4,969	1,313	8,502
H27	2,711	5,494	1,599	9,804
H28	2,494	5,459	1,648	9,601
年度末交付者数	7,621	14,785	4,432	26,838

出典:「沖縄県における精神保健福祉の現状 平成28年」
(沖縄県保健医療部地域保健課)

精神障害者保健福祉手帳承認件数(平成28年度)

(単位:件)

等級	北部	中部	南部	宮古	八重山	県計
1級	188	1,037	1,166	65	38	2,494
2級	296	1,990	2,932	136	105	5,459
3級	78	650	858	41	21	1,648
合計	562	3,677	4,956	242	164	9,601

出典:沖縄県保健医療部地域保健課 業務資料

精神科病院への入院・通院患者の状況は、入院は減少傾向を示していますが、通院については、毎年増加しています。

入院・通院患者数の推移

(単位:人)

	平成26年	平成27年	平成28年
入院患者数 (6月末時点)	4,965	4,911	4,861
通院患者数 (6月1カ月間)	42,410	43,114	43,696
合計	47,375	48,025	48,557

出典:沖縄県保健医療部地域保健課 業務資料

なお、精神障害者保健福祉手帳交付者数と精神科病院への入院・通院患者数に差があるのは、精神障害者が障害福祉サービスや自立支援医療(精神通院医療)の給付を受ける場合に当該手帳所持が要件とされていないこと等により、当該手帳の交付を受けない場合があるためと考えられます。

(4) 発達障害

現在、国や本県においては、発達障害者数の公的な数値はありませんが、乳幼児健康診査における精神発達及び言語発達の有所見率は、平成28年度で1歳6か月健診が4.8%、3歳児健診で5.9%となっています。

有所見率について

(単位:%)

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1歳6か月児	受診率	86.7	88.0	88.1	90.5
	有所見率	5.6	5.7	5.1	4.8
3歳児	受診率	83.5	85.0	85.0	87.2
	有所見率	5.9	5.7	5.7	5.9

参考: H28年度 乳幼児健診報告書

(算定方法)

1歳6ヶ月児: 有所見率(%) = 精神発達(延) / 受診児全数 × 100

3歳児: 有所見率(%) = (精神発達(延) + 言語発達遅滞(延)) / 受診児全数 × 100

(5) 難病

現在、国や本県においては、難病患者数の公的な数値はありませんが、特定医療費(指定難病)受給者証を交付されている者は、平成28年度末時点で10,496人となっています。

特定医療費(指定難病)受給者証交付者数(各年度末時点)

平成26年度	平成27年度	平成28年度
8,722	9,814	10,496

出典: 沖縄県保健医療部地域保健課 業務資料